

令和6年度新城市障害者就労施設等優先調達方針

1 趣旨

この方針は、国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律（平成24年法律第50号。以下「障害者優先調達推進法」という。）第9条の規定に基づき、障害者就労施設等からの物品及び役務（以下「物品等」という。）の調達の推進を図るため、下記のとおり調達方針を策定する。

2 用語の定義

この方針において使用する用語は、障害者優先調達推進法で使用する用語の例による。

3 方針の適用範囲

この方針は、新城市に属する全組織を対象とする。

4 調達の対象となる障害者就労施設等

調達の対象となる障害者就労施設等は、次のとおりとし、物品等の調達が可能なものとする。

(1) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく事業所・施設等

- ア 就労移行支援事業所
- イ 就労継続支援事業所（A型・B型）
- ウ 生活介護事業所
- エ 障害者支援施設（就労移行支援、就労継続支援、生活介護を行う施設に限る。）
- オ 地域活動支援センター
- カ 小規模作業所

(2) 障害者を多数雇用している企業

- ア 障害者雇用促進法の特例子会社
- イ 重度障害者多数雇用事業所（①～③の全てを満たすもの）
 - ① 障害者の雇用者数が5人以上
 - ② 障害者の割合が従業員の20%以上
 - ③ 雇用障害者に占める重度身体障害者、知的障害者及び精神障害者の割合が30%以上

(3) 在宅就業障害者等

- ア 自宅等において物品の製造、役務の提供等の業務を自ら行う障害者（在宅就業障害者）
- イ 在宅就業障害者に対する援助の業務等を行う団体（在宅就業支援団体）

5 調達の対象品目等

本市が障害者就労施設等から調達する物品等は、次のとおりとする。

(1) 物品

- ①事務用品・書籍、②食料品・飲料、③小物雑貨、④その他の物品で障害者就労施設等が提供可能なもの

(2) 役務

- ①印刷、②クリーニング、③清掃・施設管理、④情報処理・テープ起こし、⑤飲食店等の運営、⑥その他のサービス・役務で障害者就労施設等が提供可能なもの

6 調達方針

- (1) 障害者就労施設等からの物品等の調達を推進するため、全庁的な取組みを推進する。
- (2) 障害者就労施設等の提供可能な物品等についての情報を組織全体で共有し、障害者就労施設等への発注に努める。

7 調達目標

対象となる物品及び役務の種別ごとに、前年度の実績額を上回ること。

8 調達実績のとりまとめ及び公表

調達実績は当該年度終了後、翌年度5月下旬までに概要を取りまとめ、6月末までにホームページ等により公表する。